

平成29年度 事業計画

岡山理科大学

岡山理科大学は、学生の成長に主眼をおく人材育成拠点として、「自ら考え、行動し、失敗を恐れずに粘り強く取り組むとともに、目的達成のために多様な人と協調・協働できる人材」を地域社会・国際社会に輩出します。



前年度は、学校法人 加計学園として、また岡山理科大学として、「明確な方針・目標の提示と共有」という点で大きな前進がありました。まず、学園として「建学の理念」に沿った「ミッション（使命）」が定められました。本学では、それに基づいて「岡山理科大学ビジョン2026」を作成しました。「ビジョン」とは、本学が10年間を展望して実現しようと考えている将来像のことで、次の5つの柱から構成されています。



1. 学生ひとりひとりが成長を実感できる人材育成拠点
2. 教育を支える個性的で魅力ある研究を推進する大学
3. 世界から人々が集い、国際性豊かな人材を輩出する大学
4. 地域の課題解決や活性化に貢献し、地域と共に発展する大学
5. 明確な方針と的確な組織マネジメントに基づく内部質保証システムの確立

「ビジョン」では、本学が「学生の成長に主眼をおく人材育成拠点」となることを宣言しました。これを実現するために、「学生、教員、職員が共に学び、協調・協働の精神に満ちた大学を目指し、教育を支える質の高い研究の実践、国際化の展開、地域社会との連携を推進します。また、それらを継続的に改革・改善するために、不断に自己点検・評価を行い、教職協働による内部質保証システムを確立します。」と謳っています。

また、この「ビジョン」を具体化するために「アクションプラン（行動計画）」も作成しました。

「アクションプラン」は、5年間の中期目標（34項目）と中期計画（87項目）で構成され、各中期計画において具体的な活動内容、手順、方法を明示しています。また、責任部署、実施期限や目標達成の評価指標も付記しています。（「ビジョン」と「アクションプラン」の全文は、本学のホームページ（トップ>大学紹介>大学概要）で見ることができます。）

さらに、中期計画の進捗状況をプロセス管理するために、各年度はじめに年度計画を立て、年度の終わりに点検・評価することとしています。次頁以降に示した事業計画がその年度計画に当たります。

今年度以降は、「建学の理念」から「年度計画」まで体系的・階層的に策定された方針や目標・計画のもとで現場業務を進めることとなります。このことによって、教職員一人ひとりが自分の活動が何に依拠しているのか自覚し、組織全体として進むべき方向性を一致させることが容易になります。また、全学・部局レベルそれぞれで、プロセス管理によって見通しをもって組織を運営することも可能になると思います。

本学では、今年4月に6番目の学部として経営学部が発足しました。経営学部は、マーケティングとデータサイエンスを融合させ、文系・理系の壁を取り払った「経営を科学する」教育を行います。また、来年4月には西日本の私大で初の獣医学部を愛媛県今治市に開設することになっています。これは国家戦略特区における規制改革の一環として設置されるもので、獣医学部の新設は何と52年ぶりのことです。このように岡山理科大学が拡大・発展する中で、「明確な方針と的確な組織マネジメントに基づく内部質保証システムの確立」は組織力を高めるための最重要課題だと考えています。

岡山理科大学 学長 柳澤 康信

I 教育の充実

1. 基盤教育の再構築に関する中期目標 初年次から二年次へ至る教育を「人間形成のための基盤教育」として体系化し整備する。	
1. 基盤教育の再構築に関する目標を達成するための中期計画 (1) 学生の学びの基礎力を高めつつ各専門領域への学びへ誘う体系化された初年次教育プログラムを構築する。【1】	【平成 29 年度事業計画】 【1】-1 基盤教育の趣旨・目的、教育目標を定める 【1】-2 基盤教育の始点となる初年次教育科目であるフレッシュマンセミナーⅠ（既存のフレッシュマンセミナー）、フレッシュマンセミナーⅡ（仮称）、専門基礎ゼミ（仮称）の教育内容（シラバス）を定め、フレッシュマンセミナーⅡ（仮称）、専門基礎ゼミ（仮称）の設置を全学に提案し、合意を得る。 【1】-3 基盤教育を効果的かつ円滑に実施するため、平成 30 年度に基盤教育センターを設置できるように、その役割や構成などを定め、また継続的に専門学科教員が基盤教育に参画する仕組みが構築されるように検討を進める。
(2) 学部を問わず学生の科学リテラシーを涵養するため、「現代人の科学」などの科学技術教育科目の充実を図る。【2】	【2】-1 岡山理科大学の学生が身に付けておくべき科学リテラシーを定める。それを受けて教育支援機構において「身近な物理学・化学・生物学・地学」、「現代人の科学」、その他の科学技術教育科目それぞれの意義と位置づけを明確化すると共に、改善すべき課題を示す。 【2】-2 科学技術教育科目の充実のため、「身近な数学」を平成 30 年度開講することとし、教育支援機構において、その教育内容を検討し定める。
2. 専門教育の充実に関する中期目標 基盤教育との連携を密にして各学部・学科の専門教育を展開し、人間力と専門的知識・技能を兼ね備えた人材を育成する。	
2. 専門教育の充実に関する目標を達成するための中期計画 (1) 基盤教育の整備と合わせ、専門教育カリキュラムを見直し、基盤教育と専門教育を一体化し、アドミッション・ポリシーからディプロマ・ポリシーに至る体系化された学士課程教育に再編する。【3】	【3】-1 各学科の現行のカリキュラムについてカリキュラム・ツリーを用いて、体系化の現状を把握する。その際、教育支援機構が開催する研究会において、教育ディベロッパーによる相互レビューを実施する。

<p>(2) 専門分野を越え、幅広い見識や人間関係を構築する能力を涵養するため、プロジェクト科目を充実させる。【4】</p>	<p>【4】-1 新たなプロジェクト科目のプログラムテーマとなる項目をリストアップする。</p>
<p>(3) 多様な国々・地域からの留学生に対応しキャンパスのグローバル化を推進するため、異文化理解や英語発信能力を向上させる科目を充実させる。【5】【再掲有り__IV国際化】</p>	<p>【5】-1 教養教育科目に、異文化理解を深めるための科目を整備する。 【5】-2 「専門英語 I 及び II」の教育内容および実施方針を定める。 【5】-3 Velctest のスコアポイントの経年調査による英語発信能力等の向上の測定を開始し今後の英語教育改善に活用していく。</p>
<p>(4) 学士課程と大学院修士課程を5年で修了可能な一貫制度を設置し、専門教育の充実を図る。【6】</p>	<p>【6】-1 5年間修了プログラムの基本的構成及び履修要件を検討し定める。 【6】-2 全学的に学部4年次において大学院授業科目を一定数、科目等履修により修得できるように定める。</p>
<p>3. 大学院課程教育の再構築に関する中期目標 大学院課程教育における到達目標（ディプロマ・ポリシー）とカリキュラム・ポリシーを明確に定め、体系化された教育を実現するとともに、大学院学生の確保に努める。</p>	
<p>3. 大学院課程教育の再構築に関する目標を達成するための中期計画 (1) 修士課程・博士課程において4つのポリシーを策定して到達目標を明確にし、カリキュラムの体系化を図る。【7】</p>	<p>【7】-1 大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーおよびアセスメント・ポリシーについての情報を収集し、研修会を通じて各研究科・専攻に情報を提供する。 【7】-2 教育支援機構が大学院の各専攻の4つのポリシー策定ガイドラインを示す。</p>
<p>(2) 学部生が積極的に大学院に進学するよう、大学院修了生のキャリアパスを明確に示す。【8】</p>	<p>【8】-1 大学院修了生の進路及び学部・大学院での履修履歴、大学院進学動機、大学院進学によって得られたこと等について調査する。</p>
<p>(3) 社会人を対象とした長期履修制度を導入する。【9】</p>	<p>【9】-1 長期履修制度の規程を作成する。</p>
<p>4. 入学者選抜方法の開発に関する中期目標 アドミッション・ポリシーに基づき、本学での学びに必要な素養を備え、かつ多様な能力を持つ人材を広く受け入れることができる入学者選抜方法を開発する。</p>	
<p>4. 入学者選抜方法開発のための中期計画 (1) 平成34年度からの高等学校教育課程変更を見越し、学力の三要素を多面的・総合的に評価する新たな入学者選抜方法を開発し、実施体制を整える。【10】</p>	<p>【10】-1 入試における面接採点の客観性を高めるため、学力の3要素を考慮したルーブリック評価基準を定める。 【10】-2 新A0入試の試験方法を、附属高校生を対象として実施する。</p>

<p>(2) 岡山理科大学附属高等学校をモデル校として、高大連携教育に基づく「育てる入試」を開発する。【11】</p>	<p>【11】-1 「附属高等学校との高大接続WG」において、附属高校との連携のあり方について、大学と附属高校とが協議の上、接続改革方針を明文化する。</p> <p>【11】-2 高大接続WGにおいて、高大接続教育の内容を定め、実施する。</p>
<p>5. 教育の質保証に関する中期目標</p> <p>3つのポリシーに基づく活動を評価・改善するためにアセスメント・ポリシーを設定するとともに、学修記録の導入などにより学修成果を可視化する。</p>	
<p>5. 教育の質保証の目標を達成するための中期計画 (1) アセスメント・ポリシーを策定し、それに基づき3つのポリシーの適切性を評価し、改善に役立てる。【12】</p>	<p>【12】-1 アセスメント・ポリシー策定のため、アセスメント・ポリシーについて調査・情報収集を行い、講演会/学習会を実施して全学で共有する。</p>
<p>(2) 多面的な成績評価を実施するとともに、卒業研究等においてルーブリックの利用等により成績評価の客観化と厳正化を進める。【13】</p>	<p>【13】-1 評価手法を定め、科目の達成目標と評価手法の関連を示すことができるシラバスのフォーマットを検討・変更する。</p> <p>【13】-2 各学科の卒業研究評価の方法・基準を調査すると共に他大学での優れた事例を調査する。その成果を教育ディベロッパーの学習会で共有し、ルーブリックを用いる評価法を開発する。</p>
<p>(3) 学修成果を可視化するために、ICTによる学生生活及び学修の記録システム（ポートフォリオ）を導入する。【14】</p>	<p>【14】-1 ポートフォリオの運用方針と全学共通部分の記入事項・方法を定める。</p>
<p>6. 教育の実施体制に関する中期目標</p> <p>本学の掲げる教育目標を達成するために、全学的な企画・立案機能、情報収集・提供機能を強化するとともに、全学と各学部・学科が有機的に連携できる体制を築く。</p>	
<p>6. 教育の実施体制に関する目標を達成するための中期計画</p> <p>(1) 教育の質向上へのアクションを迅速に起こすために、全学的な企画・立案機関として「教育改革会議」を置き、各学科にはカリキュラムの編成、教育内容の改善などの活動において中核的な役割を担う「教育ディベロッパー」を配置して協働して活動する。【15】</p>	<p>【15】-1 教育改革会議は教育開発センターと教育ディベロッパーの連携を推進し、教育改革に取り組む。</p>

<p>(2) 教育開発センターにおいて、アクティブ・ラーニングなどの教育や授業の質向上に有用な情報・技術を収集し、それらをワークショップや研究会等を通して教職員に提供する体制を整備する。【16】</p>	<p>【16】-1 本学におけるアクティブ・ラーニングを含む授業を定義し全学に周知する。</p> <p>【16】-2 アクティブ・ラーニング等、教育や授業の質向上に有用な情報・技術を収集し、それらをワークショップや研修会等を開催し、教職員に提供する。</p> <p>【16】-3 教育ディベロッパーは、任期中に1回以上、学外で開催される教育改革やFDに関する研修会・講演会等に参加し、技術・情報を収集し、全学または学科において情報を共有する。</p>
<p>(3) 基盤教育を推進する全学的体制を整備する。【17】</p>	<p>【17】-1 平成30年度実施に向け、教育改革会議において、基盤教育運営組織を定め、その運営方針等を定める。</p>

II 学生支援の充実

<p>1. 修学・生活支援に関する中期目標</p> <p>学生が初年次において大学での学びや生活に魅力を感じ、新しい仲間と活気ある学生生活が開始でき、在学期間を通じて学修や生活において自己管理を行い、成長が実感できるよう支援する。</p>	
<p>1. 修学・生活支援に関する目標を達成するための中期計画</p> <p>(1) フレッシュマンセミナーなど初年次教育を充実するとともに、グループワークや研修など早期に仲間ができる機会を設ける。【18】</p>	<p>【1】-2 再掲</p> <p>【18】-1 学生の自己啓発を促す研修会を立案する。</p>
<p>(2) ラーニングコモンズやスチューデントコモンズなど仲間との交流や議論を通して相互啓発するコモンズ空間を整備するとともに、学生・教員が積極的に活用する体制作りや広報活動を行う。【19】</p>	<p>【19】-1 コモンズ利用規程の策定を開始する。</p> <p>【19】-2 ラーニングコモンズやスチューデントコモンズの利用促進について、イベント等を案出し、メール配信と掲示を行う。</p>
<p>2. キャリア形成支援に関する中期目標</p> <p>学生ひとりひとりの進路や将来像を確認できる機会を、初年次から適切に提供し、学生のキャリア形成の意識を顕在化させ、卒業までに職業人としての自覚を形成するよう支援する。</p>	
<p>2. キャリア形成支援に関する目標を達成するための中期計画</p> <p>(1) 正課のキャリア教育科目と正課外のキャリアガイダンス・就職イベント・就職相談との両輪で、学生自身のキャリア形成過程の確認ができ、そして学年進行と学部・学科の特徴を反映させた支援を実施する。【20】</p>	<p>【20】-1 在学生オリエンテーションを活用して、企業情報特論・インターンシップ概論の周知を図り、受講を促す。平成28年度に比べて受講者5%増を達成する。</p> <p>【20】-2 ガイダンス・イベント毎にアンケートを実施し、満足度を調査し、参加学生の満足度70%以上を維持するとともに、内容の改善を図る。</p>

<p>(2) インターンシップ、コーオプ教育等の充実によって社会経験を積む機会を拡充するとともに、就活期の学生の意識を「自己分析に基づく職業・進路選択」から「自分がやりたいこと、得たいスキルに基づく職業・進路選択」へと成長させるために、企業・業界研究の機会を増やす。【21】</p>	<p>【21】-1 学生のニーズ・就職実績・学科の特色を踏まえた企業開拓を行い、インターンシップ受け入れ協定企業を前年度から3%増やす。</p> <p>【21】-2 インターンシップ参加前後の学生の就職・キャリア意識変化を測る指標を案出する。</p>
<p>3. 多様な学生への支援に関する中期目標 障がい学生や留学生など多様な学生が円滑に学生生活を開始し、安心して学生生活を送ることができるよう支援する。</p>	
<p>3. 多様な学生への支援に関する目標を達成するための中期計画 (1) 入試広報センター、学生支援センター、 教学支援センター、各学科が連携を密にし、入学前から障がい学生や留学生が安心して学生生活を開始できるよう支援するとともに、講義担当教員と遅滞なく必要な情報を共有できる体制を築く。 【22】</p>	<p>【22】-1 障がい学生の受入方針案を策定する。</p> <p>【22】-2 障がい学生および留学生支援連携体制案を策定する。</p>
<p>(2) 障がい学生を支援する人材の確保を目的としたサポート体制や、留学生を支援する学生パートナーシステムを構築する。【23】</p>	<p>【23】-1 ボランティアセンターワーキンググループを学生課に設置し、障がい学生支援サポートメンバーや留学生支援ボランティアの募集と講習会を実施し、人材育成と体制作りに取り組む。</p>
<p>(3) 障がい学生への合理的配慮に伴う教育環境を整備する。【24】【再掲有り_Ⅶ教育研究等環境】</p>	<p>【24】-1 平成30年度シラバスに配慮対象者の条件と配慮内容についての記載を依頼する。</p> <p>【24】-2 遠隔授業受講システムの構築と実施方法について案出する。</p>
<p>4. 正課外活動の活性化に関する中期目標 正課外教育を大学教育の一つの柱として位置付け、学生が正課外活動に意欲的に取り組めるようハード面、ソフト面から支援する。</p>	
<p>4. 正課外活動の活性化に関する目標を達成するための中期計画 (1) 学生が正課教育および正課外の活動によって総合的に身に付けることが期待される能力を明確に定義し、学内外に周知する。【25】</p>	<p>【25】-1 身に付ける能力と正課教育および正課外活動のマトリクス案を作成する。</p>
<p>(2) サークル活動、地域ボランティア、学外学修プログラム、ものづくりプロジェクトなど様々な正課外活動を活性化するために、情報や場の提供、施設整備や経費補助制度を強化するとともに、それらの活動成果を学内外に発信する。【26】</p>	<p>【26】-1 ボランティアセンターワーキンググループ等のサークル活動のコア（中心的役割を担うグループ）を提供する。</p> <p>【26】-2 クラブハウス等の施設整備を提案する。</p>

<p>(3) サークル活動に対する支援体制の充実および安全性の確保のため、学生および顧問教員を対象とした講習会や活動報告会を定期的に開催するとともに、学友会活動の充実を図る。【27】</p>	<p>【27】-1 安全講習会、活動報告会、顧問会議を開催する。 【27】-2 学友会会員数増加の方策を案出する。</p>
<p>5. 学生支援体制に関する中期目標 学生支援の質と即時性を向上させるために、学生からの相談や意見などを窓口等で適切に聴取し、迅速に対応できる体制を構築する。</p>	
<p>5. 学生支援の体制に関する目標を達成するための中期計画 (1) 学生からの相談、要望、意見、苦情などを受付窓口などで適切に対処し、速やかに関連部署との連携や情報共有を図り、迅速に対応・回答する体制やシステムを構築する。【28】</p>	<p>【28】-1 相談窓口での対応および情報のフローチャートを案出する。</p>
<p>(2) ポータルサイトやWebページの充実化、手続きのオンライン化など情報通信技術を活用して、学生や保護者への迅速な情報提供や、大学との情報交換システムを構築する。また、各種奨学金、「岡理 GAP」(長期学外学修プログラム)、海外研修など学生への募集や周知方法を改善し、応募数の増加を図る。【29】</p>	<p>【29】-1 各種手続きのオンライン化の原案を提示する。 【29】-2 各種奨学金、「岡理 GAP」(長期学外学修プログラム)、海外研修等について、随時、ポータルサイトで情報発信を行い、6%の応募数増加を達成する。</p>

Ⅲ 研究の推進

<p>1. 世界レベルの研究推進に関する中期目標 世界レベルの研究を推進するために、海外での研修や共同研究を充実させるとともに、海外での研究拠点形成やネットワーク形成を図る。</p>	
<p>1. 世界レベルの研究推進に関する目標を達成するための中期計画 (1) 海外との研究交流を推進するために、アジアをはじめとする大学や研究機関との交流協定を締結し、共同研究のための拠点を形成する。【30】</p>	<p>【30】-1 アジアを中心とした海外の2大学以上と包括協定を締結し、教員や学生の研究・教育交流を開始する。</p>
<p>(2) 教職員や学生の短期および長期の研修、海外の研究者との共同研究を充実させる。【31】【再掲有り】_IV国際化】</p>	<p>【31】-1 教員の海外派遣制度を積極的に若手教員にも広報し、全学で年間2名以上を派遣する。 【31】-2 海外研究者の招聘制度に関する規程を策定する。</p>
<p>(3) 海外への研究に関する情報発信を強化するため、ホームページの国際化を推進する。【32】</p>	<p>【32】-1 研究に関する英語版ホームページや研究者ナビゲータWEB版(英語)を完成させる。</p>

2. 研究の重点化やブランド力の向上に関する中期目標 社会的要請の高い課題解決プロジェクトを推進し、大学のブランド力の向上を目指すために、優れた研究課題に対してプロジェクトチームを編成して取り組み、研究の重点化・拠点化を図る。	
2. 研究の重点化やブランド力の向上に関する目標を達成するための中期計画 (1) 岡山理科大学プロジェクト研究推進事業や私立大学研究ブランディング事業に選定された研究グループに対する支援体制を充実させる。【33】	【33】-1 プロジェクト研究推進事業やブランディング事業に採択された研究グループに対して、研究スペースと研究費の補助体制を構築する。 【33】-2 既存のプロジェクト研究推進事業に若手研究者対象の支援制度を追加し、運用を開始する。
(2) URA (研究マネジメント人材) を配置し、学内の知財や研究シーズの収集および基礎研究から応用研究までの研究構想を一貫してマネジメントできる体制を構築する。【34】	【34】-1 研究担当副学長を中心とした URA 体制を組織し、ブランディング事業および科学研究費等の各種補助申請に対する支援体制を構築する。 【34】-2 過去 2 年間に着任した研究者のシーズを URA が把握し収集する。
(3) 附属研究所およびセンターを再編し、先端的研究を推進できる体制を構築する。【35】	【35】-1 研究所及びセンターの再編を視野に入れた附属研究施設の将来構想をまとめる。
3. 外部資金の獲得に関する中期目標 科研費および各種団体の研究助成金などの獲得を支援する全学的な取り組み体制を整備する。	
3. 外部資金の獲得に関する目標を達成するための中期計画 (1) 科学研究費及び各種団体の大型研究助成金を獲得するための申請書のブラッシュアップ制度を充実させる。【36】	【36】-1 ブラッシュアップを行う期間を再検討するとともに、科学研究費申請の説明会においてブラッシュアップ制度の広報を行い、利用者を増加させる。 【36】-2 ブラッシュアップを行った件数と採択数の検証を行う。
(2) 外部資金の公募情報や採択状況を一元的に把握し周知するシステムを構築する。【37】	【37】-1 研究・社会連携室のホームページに、平成 28 年度の公募情報と採択実績を公開する。
4. 地域と連携した研究推進に関する中期目標 本学が有する高度な学術的成果を、社会に向けて発信するためのシステムを構築するとともに、社会的ニーズを的確に把握して、学内研究者に周知する体制を構築する。	
4. 地域と連携した研究推進に関する目標を達成するための中期計画 (1) 産学官連携に関する研究成果を公開するとともに、研究者のアウトリーチ活動の支援体制を整備し、研究内容や成果を地域社会に発信する。【38】	【38】-1 地方自治体との包括協定に基づき、地域連携を視野に入れた特色ある研究活動を展開する。 【38】-2 研究・社会連携白書 2016 を発行する。また、学内の研究シーズを学外展示会等（岡山リサーチパーク研究・展示発表会や中国地域さんさんコンソ新技術説明会など）で計 10 件以上発表する。 【38】-3 OUS フォーラムにおいて、新学部（経営学部）に対応したステーションを新たに編成し、企業等に新学部の研究成果を発表する。

<p>(2) 企業や自治体などのニーズを収集し、それを学内研究者に迅速に情報提供する体制を整備する。【39】【再掲有り—V社会連携・地域貢献】</p>	<p>【39】-1 金融関連のビジネス交流会、岡山県産業振興財団主催研究会、岡山県産業労働部産業振興課主催研究会などに計20回以上参加する。</p> <p>【39】-2 企業・自治体などのニーズに応じた研究者への迅速な情報提供システムを構築する。</p>
---	---

IV 国際化の推進

<p>1. グローバル化に対応した教育・学生支援に関する中期目標 グローバル感覚を備えた人材育成するための教育・学生支援体制を構築する。</p>	
<p>1. グローバル化に対応した教育・学生支援に関する目標を達成するための中期計画 (1) 多様な国々・地域からの留学生に対応しキャンパスのグローバル化を推進するため、異文化理解や英語発信能力を向上させる科目を充実させるとともに、英語による専門基礎科目を配置する。 【再掲5】</p>	<p>【再掲5】</p>
<p>(2) グローバル教育センターと学生協議会・学友会とが連携し、留学生支援も視野に入れたグローバル化に関するイベント企画を実施する。【40】</p>	<p>【40】-1 支援活動の一環として、国際交流系学生サークルとも情報交換し、グローバル教育センターがファシリテートした交流イベントを実施する。</p> <p>【40】-2 (【23】-1で) 学生支援室が設置するボランティアセンターとも協働し、外国からの留学生、研修生も参画できる団体を立ち上げる。</p>
<p>(3) IB教育をはじめとする世界標準の教育法を教職員に提供する体制を整備する。【41】</p>	<p>【41】-1 世界標準の教育法を調査する。</p> <p>【41】-2 IBの教育法を講義等に取り入れるため、IBのワークショップに参加し、その研修内容を全学的にフィードバックする。</p>
<p>(4) 教職員や学生の短期および長期の研修、海外の研究者との共同研究に対する支援制度を充実させる。【再掲31】</p>	<p>【再掲31】</p>
<p>2. 日本人学生の海外留学に関する中期目標 本学および学園が締結した協定校との連携を図り、日本人学生の長期・短期の海外留学・研修を促進する。</p>	
<p>2. 日本人学生の海外留学に関する目標を達成するための中期計画 (1) 長期学外学修活動に備え、「岡理GAP」の導入版として協定校での海外短期研修を企画・実施する。【42】</p>	<p>【42】-1 日本人学生の海外留学の準備段階として、海外の協定校と連携した新規の「岡理GAP」導入版海外短期研修プログラムを企画する。</p> <p>【42】-2 海外短期研修プログラム参加学生による成果報告を行う。</p>

<p>(2) ギャップイヤーを活用した学生の海外活動を促進するため、長期学外学修活動を支援する「岡理 GAP」補助制度を拡充する。【43】</p>	<p>【43】-1 フレッシュマンセミナーやキャリアガイダンス、各学期のオリエンテーション等を通じて「岡理 GAP」の啓蒙活動を実施する。</p> <p>【43】-2 教員への周知を行い、「岡理 GAP」を活用した長期学外学修プログラムの申請・利用件数の増加をはかる。</p>
<p>3. 留学生受入促進に関する中期目標 入学から卒業・就職までの一貫した留学生支援体制を整備する。</p>	
<p>3. 留学生受入促進に関する目標を達成するための中期計画 (1) 留学生別科学生の教育・指導体制を充実させる。【44】</p>	<p>【44】-1 留学生ならびに留学生別科生と日本人学生の交流活動を実施する。</p> <p>【44】-2 留学生ならびに留学生別科生が、大学教育を受ける十分な日本語能力をつけるための日本語教育の質向上を目指したカリキュラムの再編を実施する。</p>
<p>(2) ボランティアを募り、来日時や長期休暇中の短期ホームステイ制度を策定する。【45】</p>	<p>【45】-1 ボランティアを募集し、来日初期の外国人留学生及び別科学生の生活支援のための短期ホームステイ制度を確立する。</p>
<p>(3) グローバル教育センターと学生協議会・学生会とが留学生支援も視野に入れたイベント企画を充実させる。【再掲 40】</p>	<p>【再掲 40】</p>
<p>4. 質の高い国際交流の推進体制に関する中期目標 法人本部国際交流局と連携しながら本学の国際交流を推進する体制を整備するとともに、協定校との交流内容を向上させる。</p>	
<p>4. 質の高い国際交流の推進体制に関する目標を達成するための中期計画 (1) 協定校との交流内容を精査し、グローバル化に有益な「コア・スクール」を選定し、学生のニーズに応じた具体的な交流事業を策定する。【46】</p>	<p>【46】-1 国際化推進委員会が中心となって、海外の協定校の中から、本学の国際化に有益なコアスクールを選定する。</p>
<p>(2) 法人本部国際交流局と本学の各国際交流担当部署（グローバル教育センター、学生支援室、教育連携支援課）の役割を明確化し、学生が国際交流に関する窓口を認識できる体制を確立する。【47】</p>	<p>【47】-1 国際交流局、学生支援課、教育連携支援課、グローバル教育センターとの役割分担を明確化する。</p> <p>【47】-2 国際交流に関する学生窓口を明確化し、大学HPに掲載する。</p>
<p>5. キャンパスの国際化に関する中期目標 グローバル拠点として不断に異文化理解や国際交流が行われるようキャンパス環境を整備する。</p>	
<p>5. キャンパスの国際化に関する目標を達成するための中期計画 (1) 日本人学生と留学生が日常的に交流できる場（インターナショナル・カフェなど）を設置し、キャンパスのグローバル化を促進する。【48】</p>	<p>【48】-1 グローバル教育センターを、日本人学生と留学生が日常的に交流できる場として整備する。</p>

(2) 学内掲示物について、英語等併記などの表記方法を推進する。【49】	【49】-1 グローバル教育センターと庶務課が協議を行い、学内掲示板の表記を国際化に対応させる計画を立てる。
(3) 情報発信として英語によるホームページやパンフレットの充実を図る。【50】	【50】-1 グローバル教育センター、入試広報室と国際交流局が協議を行い、英語版ホームページとパンフレットの作成方針を立てる。
(4) 日本人学生と留学生が混住できる学生寮建設のプランニングをする。【51】	【51】-1 法人本部との意見調整をするため、グローバル化における学生寮の必要性とその効果に関する情報を収集する。

V 社会連携・地域貢献

1. 地域社会の活性化・課題解決に関する中期目標	
大学の知的資源や人材を活用して、地域社会が抱えている課題に対して地域と協働して取り組み、新しい価値を創出する。	
1. 地域社会の活性化・課題解決に関する目標を達成するための中期計画	【52】-1 行政機関や企業と産業イノベーション創出に関する打ち合わせを定期的で開催する。
(1) 大学と地域企業が協働して取り組み、産業イノベーションなど新しい価値を創出する産学連携プロジェクトを提案し、実施する。【52】	
(2) 地域のニーズと学内のシーズをマッチングさせ、新たな共同研究等に取り組む。【53】	【53】-1 地域ニーズを集約し、学内の教員に公開するとともに、関係する分野の教員に共同研究を提案する。
(3) 学生・教職員が地域住民と協働して、ボランティア活動、街おこしプロジェクトの企画、ニューツーリズムの開発、特産品の商品化等によって地域コミュニティを活性化させる取組を推進する。【54】	【54】-1 地域コミュニティのニーズを調査し、学生が主体的に関わることができ、地域コミュニティを活性化させる取り組みを企画する。
2. 教育機関との連携・協力に関する中期目標	
大学間連携、高大連携、小中学校との連携を強化し、地域の教育研究の発展に寄与する。	
2. 教育機関との連携・協力に関する目標を達成するための中期計画	【55】-1 大学コンソーシアム岡山などを通じて岡山県内の大学とコンタクトを取り、他大学と連携できる教育・研究に関する取り組みの実施状況や可能性について調査する。
(1) 大学コンソーシアム岡山で行っている各種事業を中心に大学間連携を推進するとともに、個別大学との協働による教育研究の活性化に取り組む。【55】	
(2) 高大連携校と意見交換の場を持ち、連携内容を高度化する。また、小中学校に対して教員研修への教員派遣などの教育支援を実施する。【56】	【11】-2 再掲 【56】-1 遠隔教育や連携協力の協定を締結している高校と包括連携協定を締結する。

<p>(3) 大学図書館の利用拡大、大学施設の開放、市民公開講座の充実など、地域住民が大学の持つ知的・人的・物的資源を有効に活用できる場を提供する。【57】</p>	<p>【57】-1 図書館サマースタディ、恐竜学博物館市民講座、天体観測など、学内の施設を地域住民に開放するイベントを開催する。</p> <p>【57】-2 本学図書館に所蔵する文献の県内高大連携校への貸出サービスについて連携校と協議し、覚書を締結の上、貸出サービスを開始する。</p>
<p>3. 地域連携推進体制に関する中期目標 地域連携の実質化と質向上のために、地域連携を迅速かつ的確に推進できる体制を整備する。</p>	
<p>3. 地域連携推進体制に関する目標を達成するための中期計画 (1) 企業や自治体などのニーズを収集し、それを学内研究者に迅速に情報提供する体制を整備する。【再掲 39】</p>	<p>【再掲 39】</p>
<p>(2) 包括連携協定を締結している行政機関それぞれと定期的な意見交換を行い、相互のニーズを把握して実質的な連携・協力を実施するための体制を整備する。【58】</p>	<p>【58】-1 研究・社会連携室が教育連携支援課と協働して、包括連携協定を締結している新見市、瀬戸内市、備前市それぞれと意見交換を行い、相互のニーズを把握の上、連携の可能性を協議し、連携可能な事項について相互の実施担当部署を決める。</p>

VI 大学運営と内部質保証

<p>1. 方針に基づくガバナンス体制の構築に関する中期目標 方針に基づき、責任体制（ガバナンス体制）を明確にして、大学運営が適切に行われる体制を整える。</p>	
<p>1. 方針に基づくガバナンス体制の構築に関する目標を達成するための中期計画 (1) 「建学の理念」、「大学の目的」を踏まえ各種「方針」の見直しと整備を行い、各組織の役割と機能を明確にする。【59】</p>	<p>【59】-1 「大学の目的」を踏まえて、各種「方針」を見直し、整備する。</p> <p>【59】-2 「方針」と各組織との関係性を図式化により明確にして、各組織の役割を規程に明示する。</p>
<p>(2) 方針に基づき、学長を中心とした的確な意思決定を行うため、学長及び各組織の長の権限と責任を明確にする。【60】</p>	<p>【60】-1 学長を中心としたガバナンス体制を図式化して、意志決定の流れを明確にする。</p> <p>【60】-2 学長、各組織の長の権限と責任を明確にするため、各規程に明示する。</p>
<p>(3) 各部署において機動的な業務執行が行えるよう教育研究組織、事務組織を改編し、その効果を検証する。【61】</p>	<p>【61】-1 改編した教育研究組織、事務組織の適切性を全学評価・計画委員会で検証し、不具合を改善する。</p> <p>【61】-2 各部署の業務遂行が組織改編により機動的に行われているか効果を確認する。</p>

2. 内部質保証システムの確立に関する中期目標 教育及び大学運営の質向上のため、機構、学部、研究科、事務部署が一体となって自律的な内部質保証システムを確立し、定着させる。	
2. 内部質保証システムを確立に関する目標を達成するための中期計画 (1) 全学の内部質保証システムを機能させるために、内部質保証の責任体制として全学評価・計画委員会を設置し、内部質保証のプロセスを明示して全学の仕組みや方針を策定する。【62】	【62】-1 内部質保証会議として、全学評価・計画委員会を設置する。 (H28年度前倒しで規程整備) 【62】-2 内部質保証のプロセスを規程に明示し、全学の仕組みを図式化により明確にする。 【62】-3 全学の内部質保証の方針を策定する。
(2) 内部質保証の方針に基づき、全学レベル、部局レベルにおけるPDCAサイクルを的確に機能させるためのプロセスと仕組みを構築する。【63】	【63】-1 内部質保証システムが、各部局の取組みと全学とが一体になって機能する。 【63】-2 各部局ごとに自己点検評価を行い、全学評価・計画委員会へ報告、評価により、次年度への改善計画に反映させる。
(3) 内部質保証システムの有効性を検証するために、外部評価を受ける。【64】	【64】-1 大学評価委員会を開催し、外部委員より内部質保証システムの有効性の評価を受け、次年度の課題とする。
3. 情報の収集と分析に関する中期目標 教育、大学運営の質向上に資するため、情報の収集と分析に基づく点検評価、改善を推進する体制を構築する。	
3. 情報の収集と分析に関する目標を達成するための中期計画 (1) 大学運営上の課題を可視化し、改善、改革に役立てるため、各部局、部署が保有する情報を把握し、的確な分析を行うための効果的なIR体制を構築する。【65】	【65】-1 各部局、各部署が保有する情報を掌握し、データカタログを作成して整理、メンテナンスの仕組みを構築する。 【65】-2 IR窓口担当者を設定し、データ提供を依頼するとカタログ掲載の情報が即座に得られる体制を構築する。
(2) 外部での研修や学内のSD活動により、部門ごとに必要な情報を整理、分析、企画提案ができるIRの観点を持った職員を養成する。【66】	【66】-1 IRに関するSD研修を実施し、また外部研修を受講、他大学視察を行い、IRの観点を持った職員を養成する。
4. 教員の組織編成と能力開発・評価に関する中期目標 教員人事制度の再構築によって、教育の継続的な改善、質向上を図る。	
4. 教員の組織編成と能力開発・評価に関する目標を達成するための中期計画 (1) 教員組織編成方針、大学の求める教員像を明確に定めた上で、採用昇任選考基準の明文化等、方針に沿った戦略的な人事を推進する仕組みを整える。【67】	【67】-1 大学の理念・目的、ビジョンに沿った「求める教員像」を策定する。 【67】-2 「求める教員像」に沿った教員組織編成方針（年令構成、男女比率を含む）を策定する。

<p>(2) 大学の求める教員像に沿い、教員として求められる資質能力を明確にした上で教育の質向上のためのFDを組織的に展開する。【68】</p>	<p>【68】-1 「求める教員像」に必要な資質、能力を抽出し、整理する。 【68】-2 求める資質、能力を向上させる研修プログラムを開発する。</p>
<p>(3) 教員の教育業績やビジョンに沿った取組を適正に評価し、改善に繋げるための評価制度を構築する。【69】</p>	<p>【69】-1 教育業績やビジョンに沿った取組みに対する評価基準を作成する。 【69】-2 研究業績に加え、教育業績、ビジョンに沿った取組みについて目標を定め、実現度合いを評価する目標管理型の教員評価制度を構築する。</p>
<p>5. 職員の人材育成システムに関する中期目標 大学職員育成ビジョンや各部署の目標に基づき、個々の職員の目標を明確化した上で、能力開発、評価、昇任等が連動した人材育成システムを構築する。</p>	
<p>5. 職員の人材育成システムに関する目標を達成するための中期計画 (1) 大学職員育成ビジョン、目指すべき職員像に基づき、職員として求められる能力の向上を目的とした各種研修制度を構築し、成果を検証する。 【70】</p>	<p>【70】-1 大学のビジョンに沿った「目指すべき職員像」を策定する。(H28年度前倒しで作成) 【70】-2 大学のビジョンに沿った「大学職員育成ビジョン」を策定する。(H28年度前倒しで作成) 【70】-3 求める能力を向上させる研修プログラムを開発する。 【70】-4 SDの実施計画を立て、開発した研修プログラムを実施する。</p>
<p>(2) 職員一人ひとりのこれまでのスキル、経験を可視化し、個々の目標と取組に関して部署内で共有、把握するため職員ポートフォリオの導入や「進化する自己点検・職員勤務考課」の改善を提案し、運用を開始する。【71】</p>	<p>【71】-1 職員ポートフォリオを導入し、職員一人ひとりの経歴、個人スキルを可視化する。 【71】-2 ビジョン、アクションプランに沿った部署目標に基づき、職員各自が目標を設定し、その取組みを部署内で共有する。</p>
<p>(3) 職員の採用・昇任基準を法人本部と協働して策定し、規程を整備する。【72】</p>	<p>【72】-1 「職員像」に沿った採用基準を策定する。 【72】-2 「自己点検・勤務考課」の評価や職員ポートフォリオによる昇任基準を策定する。 【72】-3 採用基準・昇任基準を基に規程を整備する。</p>
<p>6. 入学者数比率及び在籍学生数比率に関する中期目標 各学部・学科、各研究科における入学者数比率及び在籍学生数比率の適正化を図る。</p>	
<p>6. 入学者数比率及び在籍学生数比率に関する目標を達成するための中期計画 (1) 各学部・学科における過去4年間並びに過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の適正化を図る。【73】</p>	<p>【73】-1 2018年度入試に向けて2015～2018年度4年間の入学生数比率を理学部、工学部は1.05未満、総合情報学部、生物地球学部、教育学部、経営学部は1.10未満の比率にする計画を立て、実行する。 【73】-2 2018年度入試に向けて2014～2018年度5年間の入学者数比率を全ての学科で1.2未満の比率にする計画を立て、実行する。 【73】-3 2018年度入試に向けて2014～2018年度5年間の入学者数比率を全ての学科で0.9以上</p>

	の比率にする計画を立て、実行する。
(2) 各学部・学科、各研究科における収容定員に対する在籍学生数比率の適正化を図る。【74】	<p>【74】-1 2018年度入試に向けて2018年度の在籍学生数比率を全ての学科で1.2未満を維持する計画を立て、実行する。</p> <p>【74】-2 2018年度入試に向けて2018年度の在籍学生数比率を全ての学科で0.9以上、全ての大学院で修士0.5以上、博士0.33以上の比率にする計画を立て、実行する。</p>

VII 教育研究等環境

<p>1. 教育研究環境の充実に関する中期目標</p> <p>教育研究環境の整備に関する方針に基づき、より充実した教育研究の場を提供するための整備を計画的に行う。</p>	
<p>1. 教育研究環境の充実に関する目標を達成するための中期計画</p> <p>(1) 既存建物の耐震診断を実施し、その結果を踏まえて建物の新改築計画を策定する。【75】</p>	<p>【75】-1 1981年5月31日以前の旧耐震基準で建設された建物の内、補強か建替えの判断を必要とする建物について耐震診断を実施する。</p> <p>【75】-2 耐震診断の結果を基に耐震補強又は建替えを決定し、改修又は新築の優先順位を決め、年次計画を作成する。</p>
<p>(2) 建物の老朽化に伴い、トイレ、空調、エレベータを改修するため、学内整備計画を策定し、緊急性の高いものから実施する。【76】</p>	<p>【76】-1 老朽化した建物を調査し、トイレや空調などの付帯設備で改修が必要な個所について検討し、緊急性の高い順に年度ごとの学内整備計画を作成する。</p> <p>【76】-2 学内整備計画を基に中期予算計画を作成して、施設設備の改修を実施する。</p>
<p>(3) スポーツ施設等の改修・整備計画を策定し、緊急性の高いものから実施する。【77】</p>	<p>【77】-1 スポーツ施設等の状況を調査し、学生等の要望を勘案して、緊急性の高い順に年度ごとの整備計画を作成する。</p> <p>【77】-2 スポーツ施設等の整備計画を基に中期予算計画を作成して、施設設備の改修を実施する。</p>
<p>(4) 教育研究環境の整備に関する方針（学生自らが進んで学修に向かう環境を整え、時代を先取りした研究と最先端の教育を可能にする教育研究環境を整備する体制を構築する）に基づき、教育研究環境を整備する。【78】</p>	<p>【78】-1 研究の重点化に併せて、研究設備、装置の整備計画を作成する。</p> <p>【78】-2 学内の情報環境調査を行い、優先順位を定め、整備計画を作成する。</p> <p>【78】-3 情報環境の整備計画を基に学内の情報環境を整備する</p>

2. 安全衛生管理体制の構築に関する中期目標 労働安全衛生法に則った安全衛生教育を実施し、安全衛生管理体制を構築し、学内の環境安全を図る。	
2. 安全衛生管理体制の構築に関する目標を達成するための中期計画 (1) 労働安全衛生法に則り、教職員・学生に対する安全衛生教育の実施、職場巡視による環境整備、薬品及び危険物の管理体制並びに化学物質リスクアセスメントによる安全管理体制を強化する。【79】	【79】-1 教育研究組織に環境安全衛生センターを設置し、庶務部環境施設課に担当者を配置して、環境安全衛生体制を整える。 【79】-2 環境安全衛生センターと庶務部環境施設課と協働して、職場巡視、薬品管理、化学物質のリスクアセスメントを実施する。
(2) 障がい学生への合理的配慮に伴う教育環境を整備する。【再掲 24】	【24】-1 施設において、トイレなど障がい学生への合理的配慮が必要な個所を調査し、施設整備の年次計画を作成する。 【24】-2 合理的配慮が必要な施設の年次計画を基に予算計画を作成し、環境整備を実施する。

Ⅷ 安定的な運営基盤の確立

1. 財務基盤安定化に関する中期目標 収支状況のモニタリングに基づく改善計画の策定や、積極的な収入増加策を的確に講じることにより、安定的な財務基盤を確立する。	
1. 財務基盤安定化に関する目標を達成するための中期計画 (1) 人件費比率、寄付金比率等の指標と各年度決算とを比較し、乖離があればその原因を分析するとともに、改善計画を策定する。【80】	【80】-1 本学の経年財務状況と他大学の財務状況を基に、独自の財務指標を作成し、過去の決算書と比較して、指標の適正さを検証する。 【80】-2 決算と指標が乖離している場合は、原因を分析して財務改善計画の作成又は指標の修正を行う。
(2) 予算の重点配分を適正に実施するために、学長裁量経費、公共優先予算の定義づけ、更なる有効な活用法を考案する。【81】	【81】-1 学長裁量経費、公共優先予算を定義づけた予算管理規程を作成する。 (H28年度前倒しで作成) 【81】-2 学長裁量経費、公共優先予算の目的、方向性を検討し、更なる有効な活用方法を考案する。
(3) 恒常的な寄付金受け入れ体制を整え、寄付金収入の増大を図る。【82】	【82】-1 常時ホームページにおいて、寄付金窓口を設け、コンビニ等で手軽に小口でも入金できるシステムを整備し、寄付金比率を上げる。
(4) ビジョン、アクションプランに基づく事業計画に対応した中長期財政計画を策定する。【83】	【83】-1 中期計画に基づき中長期の財政計画を策定する。 【83】-2 独自の財務指標を基に財政計画を検証する。 【83】-3 検証の結果、財務指標と財政計画が乖離している場合には中期計画の見直しを示唆する。

2. 広報・ブランディング戦略に関する中期目標 教育研究上の特色、学生の活躍等をステークホルダーに戦略的かつ効果的に広報することにより、本学のブランディングを強化する。	
2. 広報・ブランディング戦略に関する目標を達成するための中期計画 (1) ブランディング事業「たんQくんによる中期ブランディング戦略」を継続して、科学の面白さ、岡山理大の研究力などの情報発信を行い、本学のブランド力を高める。【84】	【84】-1 学内外で行われている授業、講演会、研究会などに絶えず気を配り、情報を収集し、ブランドとなる岡山理大の教育、研究、社会貢献などの取組みを見出し、クローズアップする。 【84】-2 岡理大のブランドとなる教育、研究、社会貢献などの取組みをホームページや冊子、イベントなどあらゆる媒体により情報発信して、知名度を高める。
(2) インターネットを活用した募集広報に重点をおき、受験生に「志望分野を見つけてもらう」広報を行う。【85】	【85】-1 インターネットのバナーやスマートフォンのラインを利用、ホームページへ誘導して、ホームページの閲覧を増加させる。 【85】-2 ホームページのトップにある「なぜ?ナビ」で、志望分野から希望学科に誘導して、受験生に本学学科への関心を高める。
(3) ホームページを受験生中心の構成から大学の活動全体を社会へ発信する構成に改良し、併せて運用体制の見直しを図る。【86】	【86】-1 学内意見を聞いて、ホームページの外部診断も受け、大学全体の活動計画を発信するホームページの改良案（仕様）を作成する。 【86】-2 各部局、各部署にホームページ窓口担当者を設定して、ホームページ改修担当者へ即座に情報が集まり、発信できる体制を整備する。

Ⅸ 新たな事業展開

1. 新たな教育研究事業の展開に関する中期目標 岡山を中心として展開してきた教育研究事業を拡大し、新たな学部や教育研究拠点を設置する。	
1. 新たな教育研究事業の展開に関する目標を達成するための中期計画 (1) 獣医師の養成機関のない四国に、国家戦略特区の諮問会議で決定された「先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部」を愛媛県今治市に設置する。【87】	【87】-1 新たなニーズに対応する獣医学部の認可申請書を平成29年3月に文部科学省へ提出する。

主な行事予定

4月3日	入学宣誓式
4月4日～7日	新入生オリエンテーション
4月8日	在学生オリエンテーション
5月13日～14日	皐月祭
6月17日	オープンキャンパス
7月22日～23日	オープンキャンパス
9月8日	春学期学位記授与式, 秋学期入学宣誓式
9月10日	教育・進路懇談会(本学会場)
9月14日	秋学期オリエンテーション
9月16日～17日	教育・進路懇談会(地方会場)
9月24日	オープンキャンパス
10月1日	A0入試・専門学科・総合学科特別推薦入試Ⅰ期
11月3日	特別推薦入試、専門学科・総合学科特別推薦入試Ⅱ期、教職特別課程前期入試
11月18日～11月19日	推薦入試A方式
11月24日～11月26日	半田山祭(大学祭)
11月27日	OUSフォーラム
12月10日	推薦入試K方式
1月13・14日	大学入試センター試験
2月1日～2月3日	一般入試前期SA方式、一般入試前期SAB方式
2月19日	一般入試SB方式、一般入試前期B1方式
3月20日	学位記授与式
3月22日	一般入試後期